変　更　理　由　書

１．案件名

本別都市計画用途地域の変更（本別町決定）

２．都市計画決定経過

本別都市計画用途地域は、昭和 47 年に 236.6ha を当初決定し、昭和 52 年に拡大変更等を行った後、平成 7 年には都市計画法の改正に伴う 12 用途地域制への移行及び外縁部の拡大を行い、平成 20 年に都市計画法の改正に伴う建蔽率の指定と用途地域内部の微小変更を行い、平成 27 年に工業団地整備による拡大と現況農地の農用地区域編入による縮小を行い約 316.9ha となり、現在に至っている。

告示年月日	告示番号	面　積	備　考
昭和 47 年 5 月 15 日	本別町告示第 29 号	約 236.6 ha	当初決定
昭和 52 年 12 月 5 日	本別町告示第 50 号	約 258.1 ha	変更
平成 7 年 4 月 5 日	本別町告示第 10 号	約 303.8 ha	変更
平成 20 年 11 月 17 日	本別町告示第 16 号	約 303.8 ha	変更
平成 27 年 10 月 28 日	本別町告示第 17 号	約 316.9 ha	変更

３．都市計画変更の目的

栄町地区において、周辺と一体的に利用されている用途地域内の農地に関して農用地区域へ編入することとし用途地域を廃止する。これに合わせ、一体的な土地利用がなされている隣接地において、周辺の沿道土地利用状況や地形の状況を考慮し土地利用規制の整合を図るため、用途地域の指定の変更を行う。

また、農地と低層住宅等が混在している弥生町地区において、農業の利便の増進を図りつつ都市農地と調和した良好な住環境と営農環境を保護するため、用途地域を変更する。なお本別町都市計画マスタープランにおいて文教拠点である本地区は、農産物の生産、加工、消費を一貫して学ぶことのできる「食育と地産地消の学びの場」として位置づける方針である。

４．都市計画変更の内容

【１．栄町第１地区】

現在農地として利用されている栄町第２地区が用途地域を廃止することに合わせ、周辺の土地利用の整序のため、沿道との一体的な土地利用を考慮し、第一種中高層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域への用途地域の変更を行う。

【２．栄町第２地区】

現在農地として利用されており、今後においても農業の振興を図る地区として農用地区域へ編入される見通しであることから、第一種中高層住居専用地域から白地地域への用途地域の変更を行う。

【３．栄町第３地区】

現在農地として利用されている栄町第２地区が用途地域を廃止することに合わせ、周辺の土地利用の整序のため、沿道との一体的な土地利用と地形の状況を考慮し、第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域への用途地域の変更を行う。

【４．栄町第４地区】

周辺の土地利用の整序のため、沿道との一体的な土地利用と地形の状況を考慮し、第二種中高層住居専用地域から第一種住居地域への用途地域の変更を行う。

【５．弥生町第１地区】

現在農地として利用されており、今後においても農業の振興を図る地区として農用地区域へ編入される見通しであることから、第一種中高層住居専用地域から白地地域への用途地域の変更を行う。

【６．弥生町第２地区】

農地と低層住宅等が混在しており、農業の利便の増進を図りつつ、都市農地と調和した良好な住居の環境を保護するため、第一種中高層住居専用地域から田園住居地域への用途地域の変更を行う。

本別都市計画用途地域の変更　（本別町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種　類	面　積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 3.9 ha	6/10以下	4/10以下	―	―	10m	1.3%
第二種低層住居専用地域	約 ― ha	―	―	―	―	―	―
第一種中高層住居専用地域	約 56 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	18.1%
第二種中高層住居専用地域	約 48 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	15.5%
第一種住居地域	約 57 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	18.4%
第二種住居地域	約 20 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	6.5%
準住居地域	約 ― ha	―	―	―	―	―	―
田園住居地域	約 33 ha	10/10以下	5/10以下	―	―	―	10.6%
近隣商業地域	約 5.0 ha	20/10以下	8/10以下	―	―	―	1.6%
商業地域	約 10 ha	40/10以下	―	―	―	―	3.2%
準工業地域	約 77 ha	20/10以下	6/10以下	―	―	―	24.8%
工業地域	約 ― ha	―	―	―	―	―	―
工業専用地域	約 ― ha	―	―	―	―	―	―
合　計	約 309.9 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理　由

栄町地区において、周辺と一体的に利用されている用途地域内の農地に関して農用地区域への編入が見込まれるため、用途地域を廃止する。これに合わせ、一体的な土地利用がなされている隣接地において、周辺の沿道土地利用状況や地形の状況を考慮し土地利用規制の整合を図るため、用途地域の指定の変更を行う。

また、農地と低層住宅等が混在し、本別町都市計画マスタープランにおいて「食育と地産地消の学びの場」として位置づけられている弥生町地区において、農業の利便の増進を図りつつ都市農地と調和した良好な住環境と営農環境を保護するため、用途地域を変更する。

本別都市計画用途地域　新旧対照表

（本別町）

種　類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	面積				
						新 (ha)	比率 (%)	旧 (ha)	比率 (%)	増減 (ha)
第一種低層住居専用地域	6/10以下	4/10以下	―	―	10m	約 3.9	1.3	約 3.9	1.2	―
第二種低層住居専用地域	―	―	―	―	―	約 ―	―	約 ―	―	―
第一種中高層住居専用地域	20/10以下	6/10以下	―	―	―	約 56	18.1	約 99	31.2	-43
第二種中高層住居専用地域	20/10以下	6/10以下	―	―	―	約 48	15.5	約 46	14.5	2
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	―	―	―	約 57	18.4	約 56	17.7	1
第二種住居地域	20/10以下	6/10以下	―	―	―	約 20	6.5	約 20	6.3	―
準住居地域	―	―	―	―	―	約 ―	―	約 ―	―	―
田園住居地域	10/10以下	5/10以下	―	―	―	約 33	10.6	約 ―	―	33
近隣商業地域	20/10以下	8/10以下	―	―	―	約 5.0	1.6	約 5.0	1.6	―
商業地域	40/10以下	―	―	―	―	約 10	3.2	約 10	3.2	―
準工業地域	20/10以下	6/10以下	―	―	―	約 77	24.8	約 77	24.3	―
工業地域	―	―	―	―	―	約 ―	―	約 ―	―	―
工業専用地域	―	―	―	―	―	約 ―	―	約 ―	―	―
合計						約 309.9	100.0	約 316.9	100.0	-7

本別都市計画用途地域の変更（本別町）　　箇　所　図

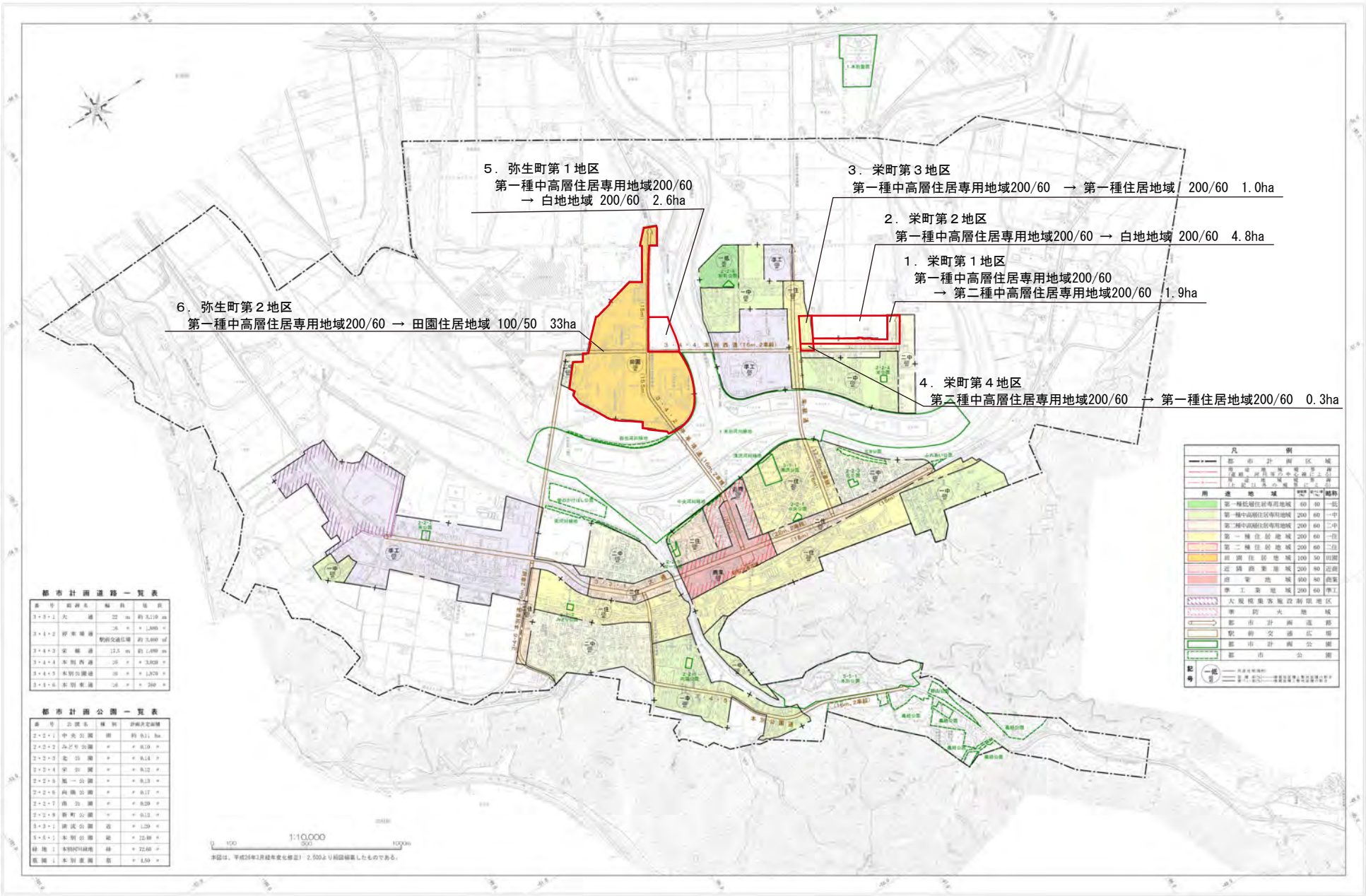

変更箇所別概要表　　（本別町）

対図番号	変更箇所名	変更内容						変更面積(ha)	現況及び変更理由	関連する措置
		現在			変更					
		種　類	建蔽率 容積率	外壁後退距離の限度 建築物の高さの限度 敷地面積の最低限度	種　類	建蔽率 容積率	外壁後退距離の限度 建築物の高さの限度 敷地面積の最低限度			
1	栄町第１地区	第一種中高層住居専用地域	6/10 20/10	—	第二種中高層住居専用地域	6/10 20/10	—	1.9	現在農地として利用されている栄町第２地区が用途地域を廃止することに合わせ、周辺の土地利用の整序のため、沿道との一体的な土地利用を考慮し、用途地域を変更する。	
2	栄町第２地区	第一種中高層住居専用地域	6/10 20/10	—	白地地域	6/10 20/10	—	4.8	現在農地として利用されており、今後においても農業の振興を図る地区として農用地区域へ編入される見通しであることから、用途地域を変更する。	下水道地域
3	栄町第３地区	第一種中高層住居専用地域	6/10 20/10	—	第一種住居地域	6/10 20/10	—	1.0	現在農地として利用されている栄町第２地区が用途地域を廃止することに合わせ、周辺の土地利用の整序のため、沿道との一体的な土地利用と地形の状況を考慮し用途地域を変更する。	
4	栄町第４地区	第二種中高層住居専用地域	6/10 20/10	—	第一種住居地域	6/10 20/10	—	0.3	現在農地として利用されている栄町第２地区が用途地域を廃止することに合わせ、周辺の土地利用の整序のため、沿道との一体的な土地利用と地形の状況を考慮し用途地域を変更する。	
5	弥生町第１地区	第一種中高層住居専用地域	6/10 20/10	—	白地地域	6/10 20/10	—	2.6	現在農地として利用されており、今後においても農業の振興を図る地区として農用地区域へ編入される見通しであることから、用途地域を変更する。	下水道地域
6	弥生町第２地区	第一種中高層住居専用地域	6/10 20/10	—	田園住居地域	5/10 10/10	—	32.6	農地と低層住宅等が混在しており、農業の利便の増進を図りつつ、都市農地と調和した良好な住居の環境を保護するため、用途地域の指定の変更を行う。	

不適格建築物調書

（本別町）

対図番号	名称（氏名）	所在地	建築物用途	建築物の新増設年	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	作業場床面積（㎡）	原動機等設備（kw）	現況用途地域	変更用途地域	許容用途地域	法令根拠	備考
	変更箇所内に該当なし													

建築許可調書

（本別町）

対図番号	名称（氏名）	所在地	建築物用途	現況用途地域	変更用途地域	許容用途地域	許可年月日	構造・階数	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	許可面積（㎡）	完成年月日	備考
	変更箇所内に該当なし													

本別都市計画用途地域指定基準

1　第一種低層住居専用地域

(1)　用途地域の選定

①　低層住宅地として良好な住環境を保護することが必要な区域。

②　計画的な住宅地開発が見込まれる区域で、良好な低層住宅に係る土地利用が予定されている区域。

③　相当規模の計画的な住宅地開発が見込まれるが、土地利用計画の区分が困難な場合で、道路等の整備の関係から当面建築行為が見込まれない場合は、開発区域全体を第一種低層住居専用地域とすることができる。
この場合、開発構想に基づき適正に開発が進み、土地利用計画が具体化した時点で用途地域を変更することができる。

(2)　配置・規模等

①　原則として、商業地域、準工業地域には接しない。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。

②　原則として、主要幹線道路、交通量の多い幹線道路には接しない。

③　おおむね 10ha 以上の規模とする。ただし、住居専用地域の区域が一団として相当規模のまとまりがある場合、又は周辺が白地であって今後第一種低層住居専用地域の指定が見込まれる場合はこの限りでない。

④　必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3)　形態規制等

①　原則として、容積率は 60%、建蔽率は 40%とする。

②　建築物の高さの限度は 10ｍとする。

２　第一種中高層住居専用地域

(1)　用途地域の選定

①　中高層住宅地として良好な住環境を保護することが必要な区域。

②　計画的な住宅地開発が見込まれる区域で、良好な中高層住宅に係る土地利用が予定されている区域。

③　低層住居専用地域内の生活利便施設として、比較的小規模な店舗等が立地する区域。

④　低層住居専用地域を貫通する道路の沿道で、比較的小規模な店舗等が立地する区域。

⑤　相当部分が低層住宅地として利用され、部分的に中高層住宅、比較的小規模な店舗等が立地する既成市街地で、当面は低層専用住宅地としての土地利用の純化が見込まれないが、今後も良好な住環境を保護することが必要な区域。

(2)　配置・規模等

①　原則として、商業地域には接しない。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。

②　原則として、主要幹線道路、交通量の多い幹線道路には接しない。

③　必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3)　形態規制等

①　原則として、容積率は 200%、建蔽率は 60%とする。

３　第二種中高層住居専用地域

(1)　用途地域の選定

①　中高層住宅地として良好な住環境を保護しつつ、中規模な店舗、事務所等が立地する区域。

②　計画的な住宅地開発が見込まれる区域で良好な中高層住宅と併せて、中規模な店舗、事務所等に係る土地利用が予定されている区域。

③　住居専用地域内の生活利便施設として中規模な店舗、事務所等が立地する区域。

④　住居専用地域を貫通する道路の沿道で、中規模な店舗、事務所等が立地する区域。

⑤　相当部分が低層住宅地として利用され、部分的に中高層住宅、中規模な店舗、事務所等が立地する既成市街地で、当面は低層専用住宅地としての土地利用の純化が見込まれないが、今後も良好な住環境を保護することが必要な区域。

(2)　配置・規模等

①　原則として、商業地域には接しない。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。

②　原則として、主要幹線道路、交通量の多い幹線道路には接しない。

③　おおむね 5ha 以上の規模とする。ただし、(1)の③又は④に該当する場合は、おおむね 1ha 以上の規模とする。

④　必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3)　形態規制等

①　原則として、容積率は 200%、建蔽率は 60%とする。

４　第一種住居地域

(1)　用途地域の選定

①　住宅地にあって、周辺住宅地の住環境上支障のない大規模な施設が立地する区域。

②　住宅地内で、近隣住民のための大規模な生活利便施設等の用地として、計画的に整備を図る区域。

③　住宅地を貫通する幹線道路等の沿道で、背後住宅地の住環境に支障のない大規模な沿道サービス施設等が立地している、又は立地が見込まれる区域。

④　住環境上支障のない大規模な施設が相当数混在している住宅地で、当面住宅地としての土地利用の純化が見込まれない区域。

(2)　配置・規模等

①　おおむね 5ha 以上の規模とする。ただし、(1)の①～③までに該当する場合は、おおむね 1ha 以上とする。

②　必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3)　形態規制等

①　原則として、容積率は 200%、建蔽率は 60%とする。

５　第二種住居地域

(1)　用途地域の選定

①　住宅地にあって、周辺住宅地の住環境上支障のない特に大規模な施設が立地する区域。

②　住宅地内で、近隣住民のための特に大規模な生活利便施設等の用地として、計画的に整備を図る区域。

③　住宅地を貫通する幹線道路等の沿道で、背後住宅地の住環境に支障のない特に大規模な沿道サービス施設等が立地している、又は立地が見込まれる区域。

④　住環境上支障のない特に大規模な施設が相当数混在している住宅地で、当面住宅地としての土地利用の純化が見込まれない区域。

(2)　配置・規模等

①　おおむね 5ha 以上の規模とする。ただし、(1)の①～③までに該当する場合は、おおむね 1ha 以上とする。

②　必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3)　形態規制等

①　原則として、容積率は 200%、建蔽率は 60%とする。

６　田園住居地域

(1)　用途地域の選定

①　低層住宅地として良好な住環境を保護しつつ、農業用施設等が立地する区域。

②　既存住宅地又は計画的な住宅地開発が見込まれる区域で、一定量の農地が存在し、農と住が一体となった環境を将来にわたり守ろうという機運が醸成されている区域。

(2)　配置・規模等

①　おおむね 5ha 以上の規模とすること。ただし、一団として相当規模のまとまりがある場合、又は周辺が白地であって今後低層住居専用地域等の指定が見込まれる場合はこの限りでない。

②　必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3)　形態規制等

①　農業用施設等の規模を勘案しながら、原則として、容積率は 100%、建蔽率は 50%とする。

②　一体的・計画的に整備される低層集合住宅用地、低層住宅と農地が混在する地域で、農産物直売所や農家レストラン等の農業の利便の増進に資する施設の立地に適する区域は、地区計画等により住環境の保護を図りつつ、適正な営農環境を形成する観点から、容積率を 150%又は 200%、建蔽率を 60%とする。

③　外壁の後退距離、敷地面積の最低限度を定めるよう努める。

④　建築物の高さの限度を定めるよう努める。

７　近隣商業地域

(1)　用途地域の選定

①　住宅地内の近隣住区核として、近隣住民の日常生活利便施設が集積している、又は地区計画等により計画的に利便施設の集積を誘導する区域。

②　主要幹線道路、幹線道路沿道の商店街等で、相当数の日常生活利便施設、業務施設が集積している、又は集積を図るべき区域。

③　商業地域に隣接し、主に日常生活利便施設、業務施設が集積している区域。

④　道路、下水道等の基盤施設が既に十分整備されている主要幹線道路、幹線道路沿道で、周辺環境との調和を図る必要のある商業地。

(2)　配置・規模等

①　路線的に指定する場合を除き、おおむね 2ha 以上の規模とする。

②　準防火地域を併せて指定する。

③　必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3)　形態規制等

①　原則として、容積率は 200%、建蔽率は 80%とする。

８　商業地域

(1)　用途地域の選定

①　都市の地域商業核として、地区を超える範囲の広域的な商業・娯楽・業務地としての施設の集積を図るべき区域。

②　主要幹線道路、幹線道路沿道等、既に中心商業地として、商業・娯楽・業務施設の集積が図られている区域。

(2)　配置・規模等

①　原則として、住居専用地域には接しない。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。

②　路線的に指定する場合を除き、おおむね 2ha 以上の規模とする。

③　準防火地域を併せて定める。

④　必要に応じて、地区計画等を併せて定める。

(3)　形態規制等

①　原則として、容積率は 400％とする。

９　準工業地域

(1)　用途地域の選定

①　流通業務地、軽工業地等として計画的な開発が図られた区域、又は開発が確実な区域。

②　主要幹線道路、交通量の多い幹線道路沿道で、工業系沿道サービス施設、流通関連施設等が立地している、又は立地することが適当な区域。

③　環境上支障のない工場等が立地している区域で、相当数の住宅等が混在しており、当面土地利用の純化が見込まれない区域。

(2)　配置・規模等

①　原則として、第一種低層住居専用地域には接しない。ただし、地形的な条件、緩衝帯の配置又は地区計画等によって周辺住環境が損なわれる恐れがない場合はこの限りでない。

②　おおむね 5ha 以上の規模とする。ただし、住居系の土地利用の純化を進める中で、スポット的に残るものについてはこの限りでない。

③　必要に応じて、特別用途地区又は地区計画等を併せて定める。

(3)　形態規制等

①　原則として、容積率は 200％、建蔽率は 60％とする。

本別都市計画用途地域　総括図

本図は、平成26年3月経年変化修正1：2,500より縮図編纂したものである。

都市計画道路一覧表

番号	路線名	幅員	延長
3・3・1	大通	22 m	約 3,110 m
3・4・2	停車場通	16 〃	〃 1,880 〃
		駅前交通広場	約 3,460 ㎡
3・4・3	栄橋通	17.5 m	約 1,480 m
3・4・4	本別西通	16 〃	〃 3,020 〃
3・4・5	本別公園通	16 〃	〃 1,870 〃
3・4・6	本別東通	16 〃	〃 760 〃

都市計画公園一覧表

番号	公園名	種別	計画決定面積
2・2・1	中央公園	街	約 0.11 ha
2・2・2	みどり公園	〃	〃 0.10 〃
2・2・3	北公園	〃	〃 0.14 〃
2・2・4	栄公園	〃	〃 0.12 〃
2・2・5	旭一公園	〃	〃 0.13 〃
2・2・6	向陽公園	〃	〃 0.17 〃
2・2・7	南公園	〃	〃 0.20 〃
2・2・8	新町公園	〃	〃 0.12 〃
3・3・1	清流公園	近	〃 1.20 〃
5・5・1	本別公園	総	〃 12.40 〃
緑地 1	本別河川緑地	緑	〃 72.60 〃
墓園 1	本別霊園	墓	〃 4.50 〃

凡例

	都市計画区域			
	用途地域境界線（道路、河川等の中心線による）			
	用途地域境界線（上記以外の境界による）			

用途地域	容積率(%)	建ぺい率(%)	略称
第一種低層住居専用地域	60	40	一低
第一種中高層住居専用地域	200	60	一中
第二種中高層住居専用地域	200	60	二中
第一種住居地域	200	60	一住
第二種住居地域	200	60	二住
田園住居地域	100	50	田園
近隣商業地域	200	80	近商
商業地域	400	80	商業
準工業地域	200	60	準工

大規模集客施設制限地区

準防火地域

都市計画道路

駅前交通広場

都市計画公園

都市公園

記号：一低 60/40 — 用途地域(略称)、容積率(%)……建築延面積と敷地面積の割合、建ぺい率(%)……建築面積と敷地面積の割合

株式会社シン技術コンサル調製

計画図

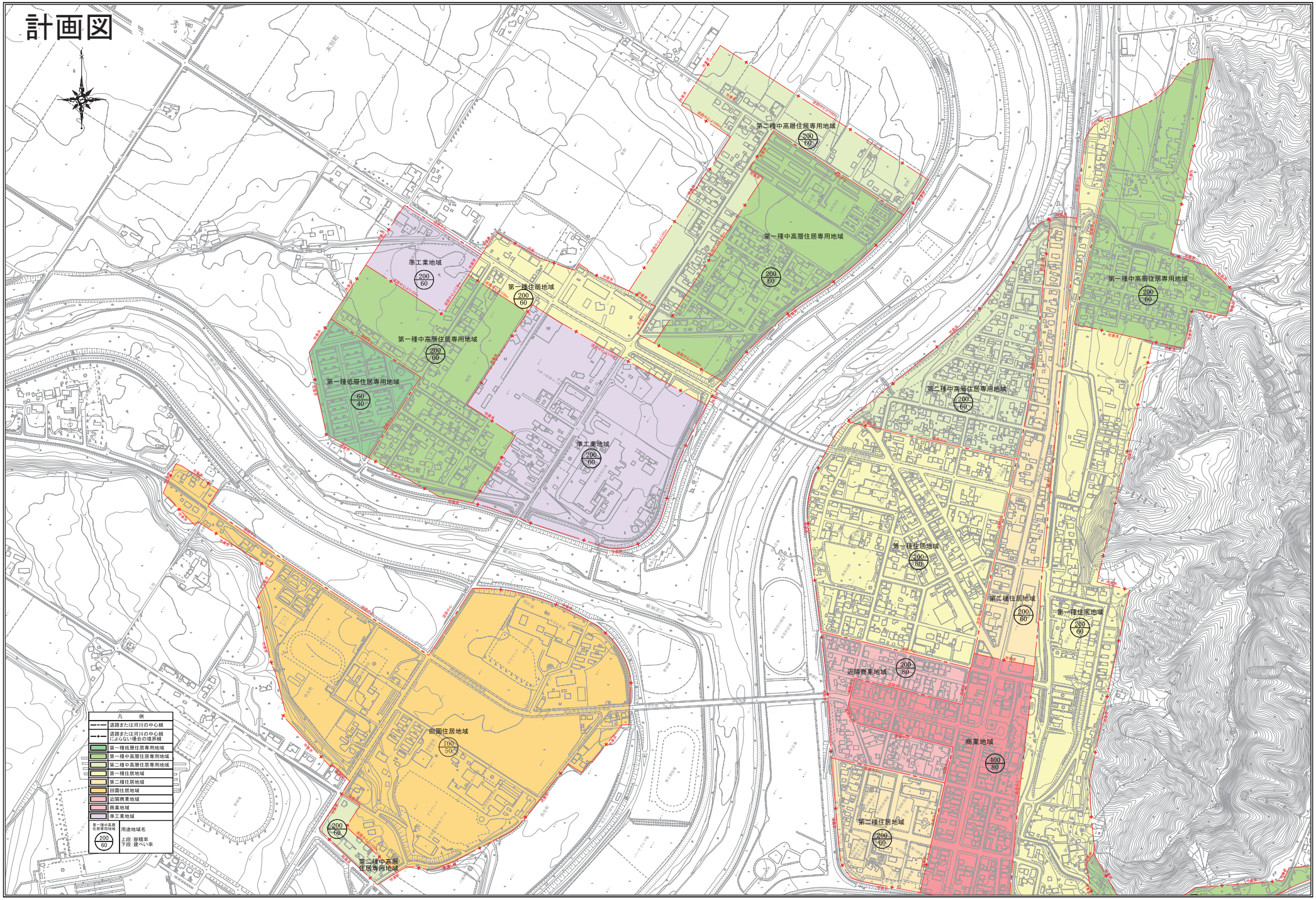
第二種中高層住居専用地域
200
60
第一種中高層住居専用地域
200
60
第一種中高層住居専用地域
200
60
準工業地域
200
60
第一種住居地域
200
60
第一種中高層住居専用地域
200
60
第一種低層住居専用地域
60
40
準工業地域
200
60
第二種中高層住居専用地域
200
60
第一種住居地域
200
60
第二種住居地域
200
60
第一種住居地域
200
60
近隣商業地域
200
80
商業地域
400
80
第二種住居地域
200
60
田園住居地域
100
50
第二種中高層住居専用地域
200
60
凡例
道路または河川の中心線
道路または河川の中心線によらない場合の境界線
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
田園住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
第一種中高層住居専用地域
200
60
用途地域名
上段 容積率
下段 建ぺい率
12,500

本別都市計画図　新旧対照図

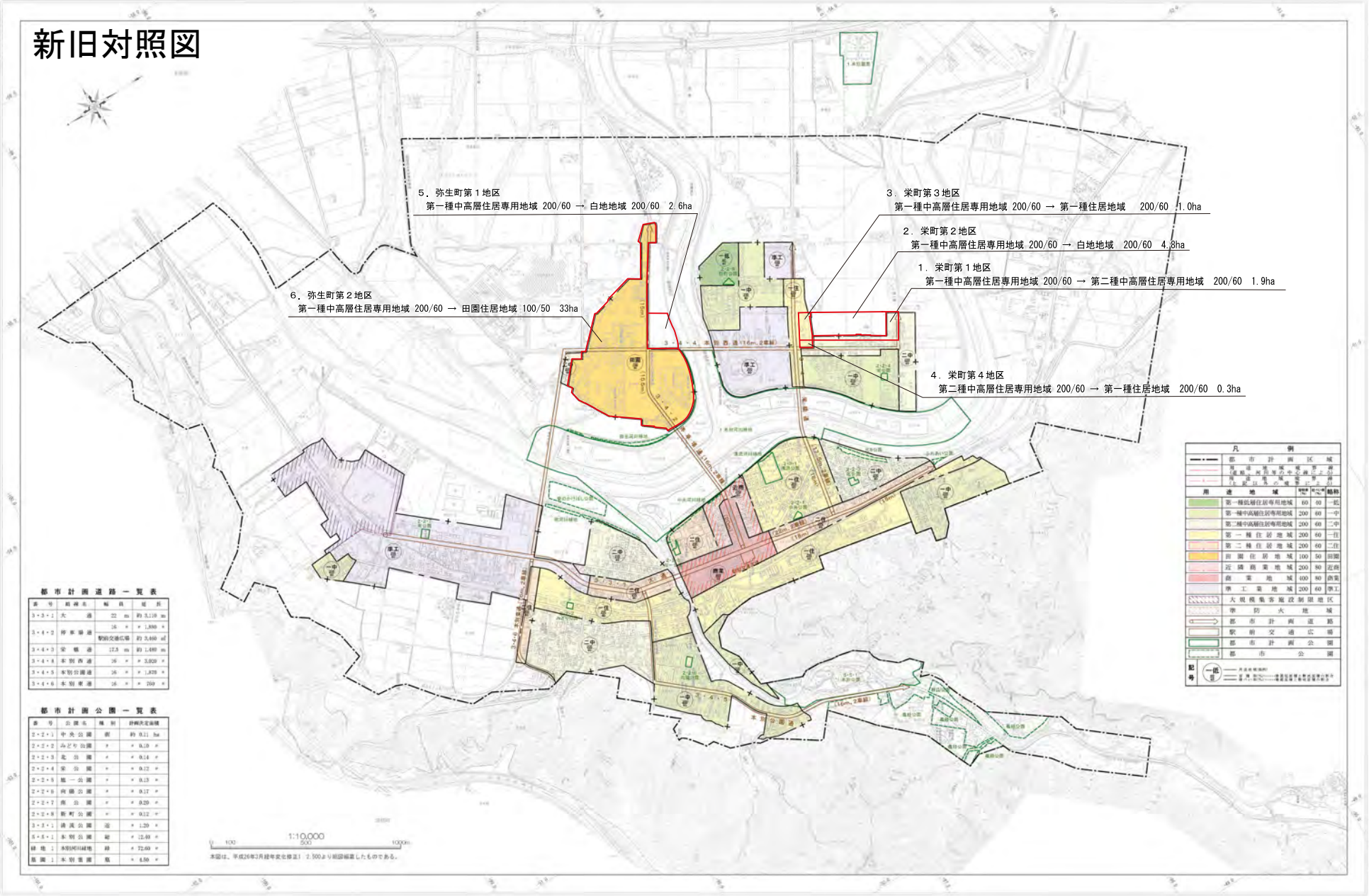

都市計画道路一覧表

番号	路線名	幅員	延長
3・3・1	大通	22 m	約 3,130 m
3・4・2	停車場通	16 〃	〃 1,880 〃
		駅前交通広場	約 3,460 ㎡
3・4・3	栄橋通	17.5 m	約 1,480 m
3・4・4	本別西通	16 〃	〃 3,020 〃
3・4・5	本別分岐通	16 〃	〃 1,870 〃
3・4・6	本別東通	16 〃	〃 260 〃

都市計画公園一覧表

番号	公園名	種別	計画決定面積
2・2・1	中央公園	街	約 0.11 ha
2・2・2	みどり公園	〃	〃 0.10 〃
2・2・3	北公園	〃	〃 0.14 〃
2・2・4	栄公園	〃	〃 0.12 〃
2・2・5	旭一公園	〃	〃 0.13 〃
2・2・6	向陽公園	〃	〃 0.17 〃
2・2・7	南公園	〃	〃 0.20 〃
2・2・8	新町公園	〃	〃 0.12 〃
3・3・1	清流公園	近	〃 1.20 〃
5・5・1	本別公園	総	〃 12.40 〃
緑地 1	本別河川緑地	緑	〃 72.60 〃
墓園 1	本別墓園	墓	〃 4.50 〃

本 別 都 市 計 画 図

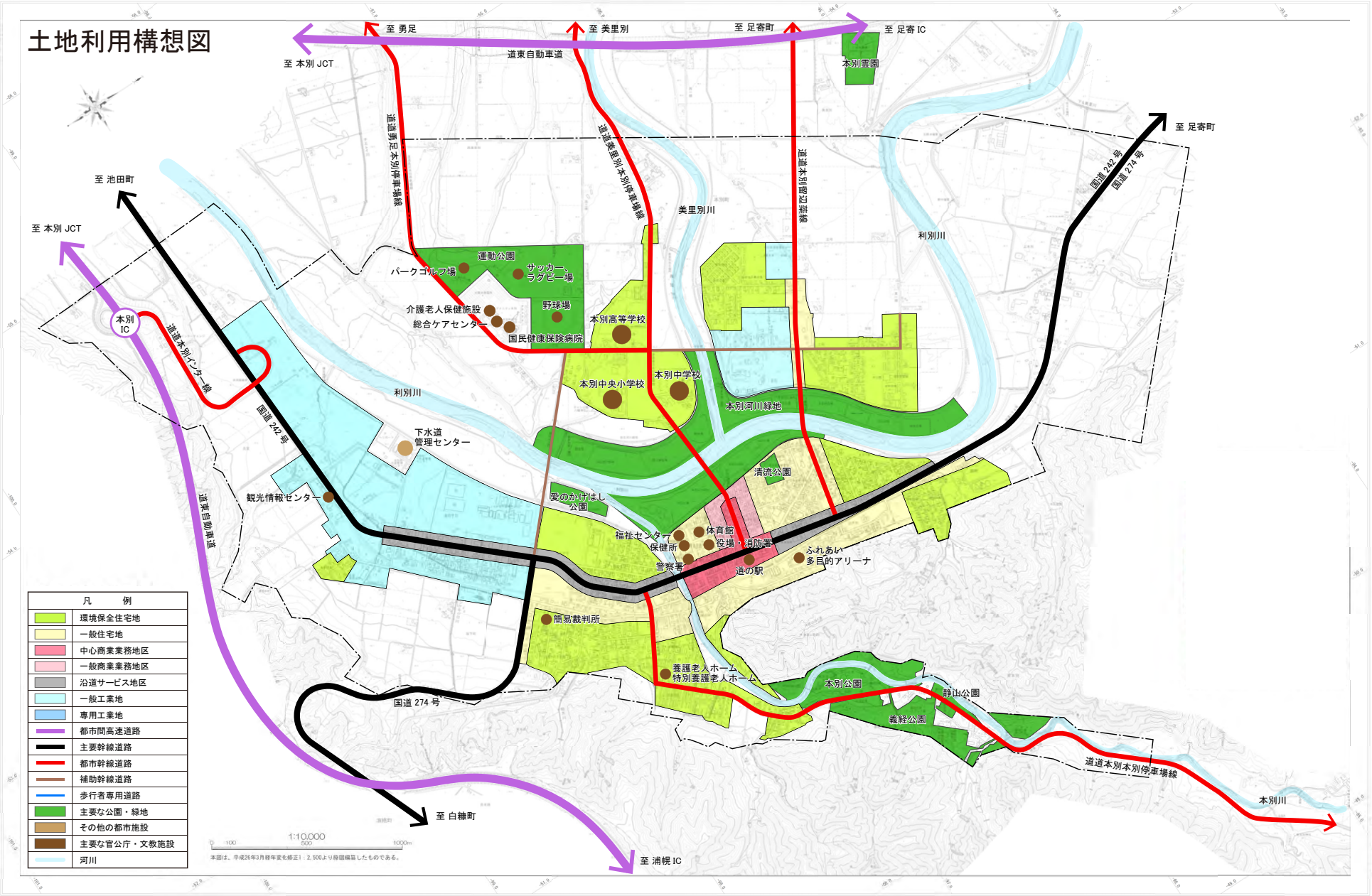
土地利用構想図
至 勇足
至 美里別
至 足寄町
至 足寄 IC
至 本別 JCT
道東自動車道
本別霊園
至 足寄町
至 池田町
至 本別 JCT
道道勇足本別停車場線
道道美里別本別停車場線
道道本別駅辺線
美里別川
利別川
国道 242 号
国道 274 号
運動公園
パークゴルフ場
サッカー、ラグビー場
野球場
介護老人保健施設
総合ケアセンター
国民健康保険病院
本別高等学校
本別中央小学校
本別中学校
本別河川緑地
本別 IC
道道本別インター線
国道 242 号
利別川
下水道管理センター
観光情報センター
道東自動車道
清流公園
愛のかけはし公園
福祉センター
保健所
警察署
体育館
役場・消防署
道の駅
ふれあい多目的アリーナ
簡易裁判所
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
本別公園
静山公園
義経公園
国道 274 号
道道本別本別停車場線
本別川
至 白糠町
至 浦幌 IC
凡 例
環境保全住宅地
一般住宅地
中心商業業務地区
一般商業業務地区
沿道サービス地区
一般工業地
専用工業地
都市間高速道路
主要幹線道路
都市幹線道路
補助幹線道路
歩行者専用道路
主要な公園・緑地
その他の都市施設
主要な官公庁・文教施設
河川
1:10,000
本図は、平成26年3月時年変化修正1：2,500より線図編集したものである。

建物用途別動態図

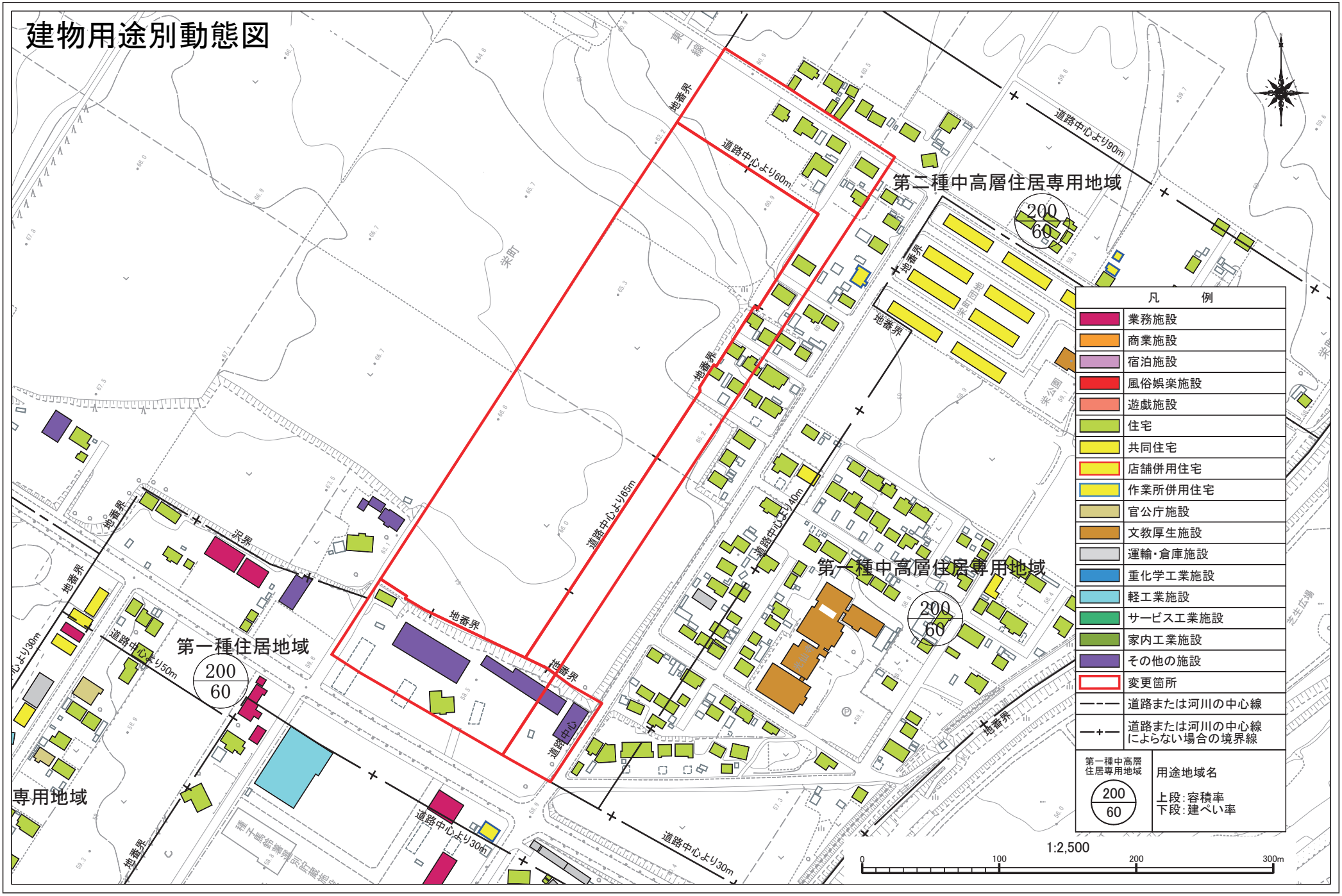
第二種中高層住居専用地域
200
60
第一種中高層住居専用地域
200
60
第一種住居地域
200
60
専用地域
道路中心より90m
道路中心より60m
道路中心より65m
道路中心より40m
道路中心より50m
道路中心より30m
道路中心より30m
道路中心より30m
地番界
沢界
凡　例
業務施設
商業施設
宿泊施設
風俗娯楽施設
遊戯施設
住宅
共同住宅
店舗併用住宅
作業所併用住宅
官公庁施設
文教厚生施設
運輸・倉庫施設
重化学工業施設
軽工業施設
サービス工業施設
家内工業施設
その他の施設
変更箇所
道路または河川の中心線
道路または河川の中心線によらない場合の境界線
第一種中高層住居専用地域
200
60
用途地域名
上段：容積率
下段：建ぺい率
1:2,500
0
100
200
300m

建物用途別動態図

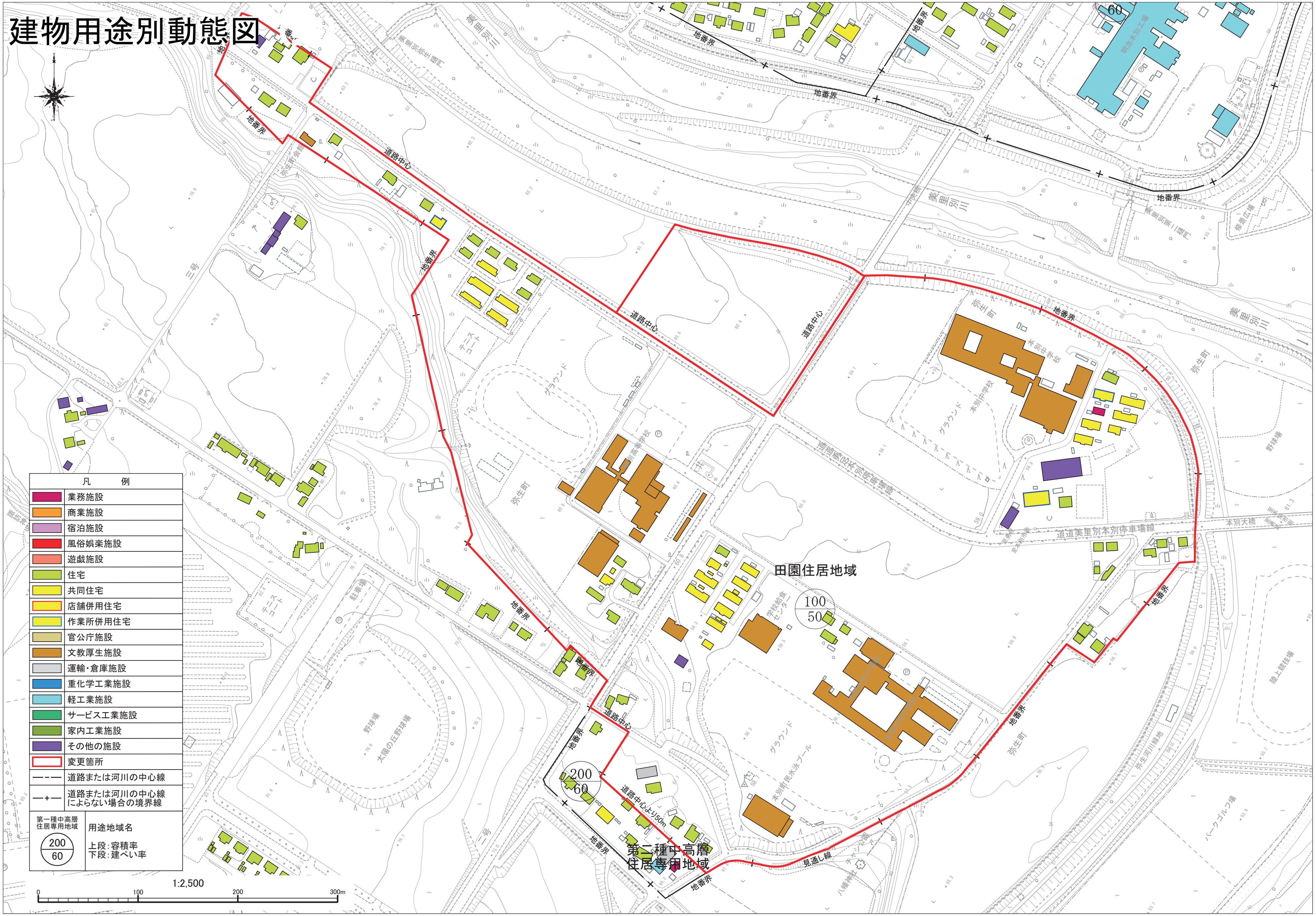

凡例
業務施設
商業施設
宿泊施設
風俗娯楽施設
遊戯施設
住宅
共同住宅
店舗併用住宅
作業所併用住宅
官公庁施設
文教厚生施設
運輸・倉庫施設
重化学工業施設
軽工業施設
サービス工業施設
家内工業施設
その他の施設
変更箇所
道路または河川の中心線
道路または河川の中心線によらない場合の境界線
第一種中高層住居専用地域
200
60
用途地域名
上段:容積率
下段:建ぺい率
1:2,500
0
100
200
300m
田園住居地域
100
50
第二種中高層住居専用地域
200
60
道路中心
地番界
道路中心より50m
美里別川
弥生町
グラウンド
本別中学校
野球場
太陽の丘野球場
陸上競技場
パークゴルフ場
道道美里別本別停車場線
本別大橋
見通し線
テニスコート
三号
二号
学校給食センター
本別町民水泳プール
60

参考図　新旧対照図拡大版

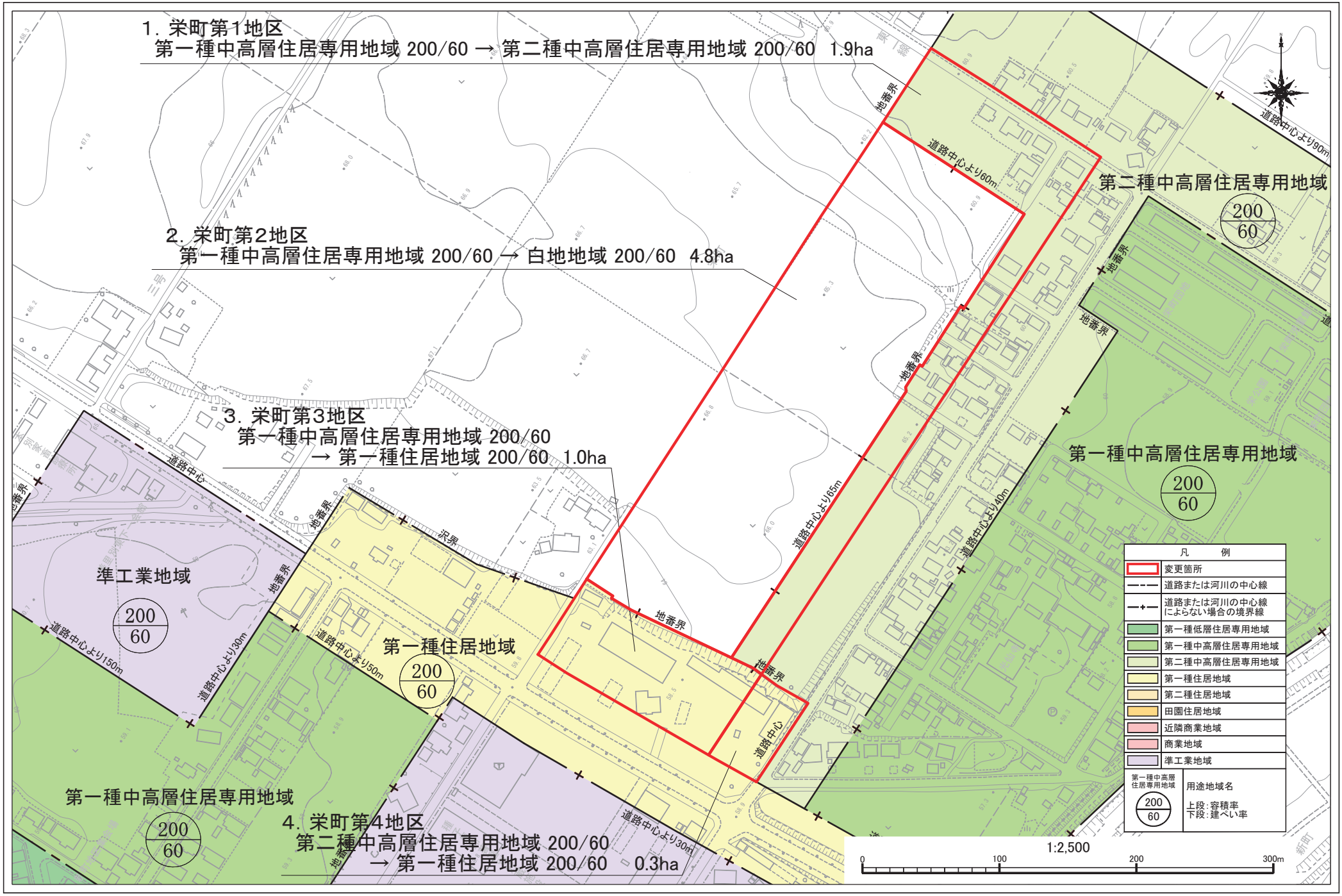
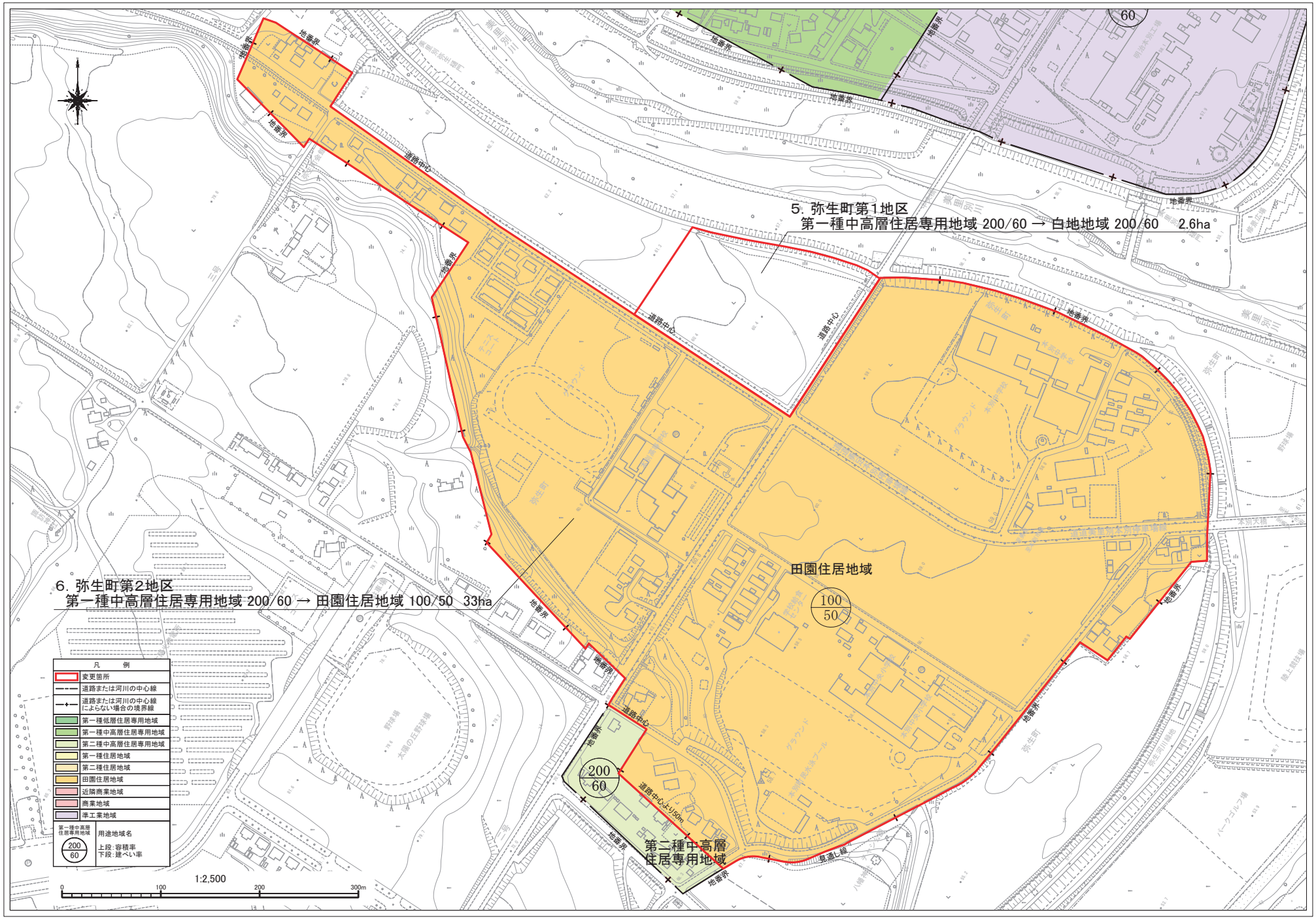
参考図　新旧対照図拡大版